

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www.geocities.jp/m039asihara/>
NO.93

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564)53-7857 FAX 53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2015. 11 .24

岡崎市は福祉に後ろ向きなのか？

さきに岡崎市聴覚障害者関係団体連合会からの相談があり、障がい者団体の場合、障がい者福祉団体連合会に加盟していないと福祉会館が使えないとのことでした。障がい者団体と聴覚障害者団体と違いがあるということで、岡崎市聴覚障害者関係団体連合会を結成し、この団体で活動するため借りられないかと岡崎市社会福祉協議会に申し入れたけれど、認めてもらえていないとのことでした。加盟しなければ福祉会館利用ができないというのは、市民を平等に扱うべき公共施設として不公平ではないかと、福祉会館の利用について調査していたところでした。

その結果、福祉会館利用目的に反して、岡崎市各課が大幅に利用規定を超えて利用していることがわかってきたところでした。そこに下記の投書です。市民オンブズ岡崎ははなはだ福祉軽視であると考え、以下の申し入れをすることにしました。

申し入れ書

2015年11月23日

岡崎市社会福祉協議会殿

岡崎市竜美中 2 丁目 1 - 8 天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎 代表 渡邊研治

岡崎市福祉会館（以下「福祉会館」という）の利用に関し、障がい者団体をはじめ福祉団体の利用を優先するべきにもかかわらず、平成 28 年 8 月以降一定期間、岡崎市行政機関の利用のために、福祉会館の 301 号室の利用はできない旨の通知が（障がい者団体、福祉団体（以下「福祉団体等」という。））に送付されていることを知りました。

投書された文書は「平成 28 年度福祉会館会議室の予約について（通知）」（別紙 1）ですが、福祉会館の名称からも判るように、福祉団体等を優先的に利用させる目的から定められた「研修室等の利用基準内規（別紙 2）」（以下「内規」）という。）に著しく反するものであり、直ちに通知を撤回してください。

また、当会が今年度福祉会館の利用状況の調査した結果、「内規」から外れた利用状況が見えたので、以下の点について改善を申し入れます。

なお、下記の点について、12月28日までに文書による回答をお願いします。

1. 10月6日付「平成28年度福祉会館会議室の予約について（通知）」を撤回してください。
2. 福祉会館の利用に関し、利用割合でなく、利用率がどれほどあるか、わかりやすく客観的な統計を公表してください。
3. 福祉会館の利用に関し、現在の「内規」では、「社会福祉協議会・市役所各課・障がい者福祉団体連合会を窓口として、公共性を有する団体でないとは利用できない」とあります。この規定によって、上記3団体の口利きにより利用の可否が決められています。3団体の口利きによらなければ貸し出さない規定を改めてください。また、障がい者団体を最優先にしてください。
4. 貴協議会ボランティアセンターがボランティア団体の利用申し込み窓口となっているように、貴協議会に「障がい者団体」を登録して、「障がい者福祉団体連合会」を窓口としなくても申し込めるように改善してください。
5. 「内規」に、頻繁な利用を制限するため利用限度が定められていますが、利用記録を当会が調べた限り、利用制限がほとんど守られていません（利用制限を超えるのは、主に市役所各課です）福祉団体等の優先利用を確保してください。
6. 休館日が日曜日に設定されていますが、市民団体の利用を広げるため、休館日を平日にしてください。休館日と規定をわかりやすく公表してください。

以上。

財産管理者はあなたでしょ！

財産管理者として岡崎市長は福祉軽視 を許しているのですか？

財産管理者としての岡崎市に対しても、利用目的を守るよう管理委託している岡崎市社会福祉協議会に指導するよう申し入れをしました。また、管理委託している岡崎市社会福祉協議会の利用規定を考慮せずに利用している各課を指導するのも市長の仕事だと思います。

申し入れ書

2015年11月23日

岡崎市長 内田康宏殿

岡崎市竜美中2丁目1-8天野法律事務所内

市民オンブズ岡崎 代表 渡邊研治

平成28年8月以降において、福社会館の301号室使用について以下の文書が福社会館利用団体に送付されていることが本会への投書で判明しました。

1. 投書された文書は「平成28年度福社会館会議室の予約について（別紙1）」ですが、そこにある使用予定は、管理委託されている岡崎市社会福祉協議会の「研修室等の利用基準内規（別紙2）」に著しく反するものであり、岡崎市社会福祉協議会の事務執行としては不適當なので、財産管理者として直ちに通知の撤回を求めてください。
2. また、福祉団体を「障がい者福祉団体連合会」傘下でないと貸し出さないなどの差別的取り扱いを改め、社会福祉協議会がボランティア団体の登録と同じように「福祉団体等」の条件を定めて、直接申し込めるように改善するよう指導してください。

平成27年10月6日

福社会館利用団体 各位

岡崎市社会福祉協議会

平成28年度福社会館会議室の予約について（通知）

秋晴の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当協議会事業について、ご理解あるご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成28年8月15日から平成29年3月20日までの期間、301号室が終日、臨時福祉給付金及び確定申告の会場として使用することになり、利用する事が出来なくなりました。

そこで、従来、3ヶ月前より会館の予約受付をしていましたが、平成28年度より定例的に利用している会議（定例会）に限り、年間予約の受付を行います。

年間予約を希望される団体については、別紙、年間予約申請書に必要事項を記入していただき、10月26日（月）までに返送してください。（Fax可）

なお、希望した会議室が他の団体と重複している場合は、社会福祉協議会にて調整をさせていただきます。

年間予約申請書の提出がない団体の方は、従来どおり3ヶ月前予約とさせていただきます。その際、会議室の予約がとれない場合がある旨、ご了承ください。

※ 定例的に利用している会議（定例会）とは

- ・毎週または毎月、決まった曜日、時間に会議室を利用して活動している会議（定例会）等

例 毎月第3月曜日 302号室 9時から12時まで

福祉会館 研修室等の利用基準（内規）

岡崎市福祉会館管理委託契約により、岡崎市から岡崎市社会福祉協議会が福祉会館 1 階から 3 階までの管理を委託されている。このことから、研修室等を有意義に活用するため、次の基準により研修室を利用できるものとする。

1 福祉会館の性格

福祉会館は、社会福祉活動の総合的な拠点並びに一般行政部門の機能を有する複合施設として建設され、第 2 庁舎としての行政需要にも応えるものでもあるので、貸館（有料）としての利用はしない。

2 利用できる研修室等の名称及び利用可能人数

《 2 階 》	・ 2 階会議室 …………… 24 人	《 3 階 》	・ 研修室 301 …… 60 人
	・ 研修室 201 …………… 18 人（和室）		・ 研修室 302 …… 24 人
	・ 研修室 202 …………… 10 人（和室）		・ 研修室 303 …… 24 人
	・ 調理実習室		・ 研修室 304 …… 24 人
			・ 視聴覚室 …………… 36 人

3 研修室等の利用基準

- (1) 営利や宗教等の勧誘を目的とする研修・集会等には利用できない。
- (2) 入場料、受講料を徴収する講演会、講習会等には利用できない。
ただし、受講料の内容が明朗な講習会及び講座で社会福祉協議会が認めた場合は除く。
- (3) 原則として個人の利用はできない。
- (4) 団体利用でも、社会福祉協議会・市役所各課・障がい者福祉団体連合会を窓口として、公共性を有する団体でないと利用できない。
- (5) 研修室 301 号及び視聴覚室の利用限度
 - ① 午前、午後の半日単位 …………… 週 1 日、月 4 日
 - ② 午前、午後を通じて 1 日単位 …… 月 2 日
 - ③ 夜間（午後 5 時～9 時） …………… 自由
 - ④ 国、県、市から特別な要請があり、事務局長が許可した場合。
 - (A) ①の場合 …… 週 2 日、月 8 日間
 - (B) ②の場合 …… 週 1 日、月 4 日間
- (6) 2 階会議室及び研修室 302、303、304 号
 - ① 午前、午後の半日単位 …………… 週 2 日、月 8 日
 - ② 午前、午後を通じて 1 日単位 …… 月 4 日
 - ③ 夜間（午後 5 時～9 時） …………… 自由
 - ④ 国、県、市から特別な要請があり、事務局長が許可した場合。
 - (A) ①の場合 …… 週 3 日、月 12 日
 - (B) ②の場合 …… 週 2 日、月 8 日
- (7) その他の会議室（研修室 201、202） …… 特に日数等は定めない。

4 予約受付

- (1) 社会福祉協議会・障がい者福祉団体連合会・市役所福祉関係課を窓口とした団体 …… 3 ヶ月前予約
- (2) 市役所その他の各課等 …… 1 ヶ月前予約
ただし、市役所の各課関係団体が利用する場合は、その各課名で利用申請する。

5 利用許可申請書の提出

- (1) 利用日前日までに必ず提出（提出無き場合は予約取り消し）
- (2) 利用日 7 日以内の申し出は、予約と同時に提出する

6 その他

本内規に定めのない事項については、社会福祉協議会が定めるところによる。

市民オンブズ岡崎 新年会のご案内

2016年1月5日（火）午後7時から

藤川「道の駅」近くの「はるみの」で行います。

0564-48-8551

1月例会を新年会にかえます。参加者は連絡ください。携帯 080-3643-5224（渡邊）

略図

藤川駅より走って1分
三河高校信号 西 100m

